

火

- |    |                |    |
|----|----------------|----|
| 1. | がん管理法・施行令・施行規則 | 1  |
| 2. | 国立がんセンター法・施行令  | 27 |
| 3. | 国立がんセンター 定款    | 39 |

# がん管理法・施行令・施行規則

がん管理法	がん管理法施行令	がん管理法施行規則
制定 2003.5.29 法律 第6908号  (施行日) 本法は公布後6ヶ月経過後から施行する。	制定 2004.3.5 大統領令 第18304号  (施行日) この令は公布の日から施行する。	制定 2004.3.29 保健福祉部令 第279号  (施行日) この規則は公布の日から施行する。

がん管理法	がん管理法施行令	がん管理法施行規則
<p><b>第1条（目的）</b> 本法は、国ががんの予防、診療及び研究等に関する政策を総合的に樹立、施行することにより、がんによる個人的苦痛と被害及び社会的な負担を減じ、国民健康増進に資することを目的とする。</p> <p><b>第2条（国家等の義務）</b> ①国と地方自治体はがんの予防、診療及び研究（以下、「がん管理」という）に対する事業を実施し、それを支援することにより、がんを予防し、がん患者に対する適切な医療を提供できるよう積極的に努力しなければならない。</p> <p>②医療法による医療人及び医療機関の長は、国及び地方自治体が実施するがん管理に関する事業（以下「がん管理事業」という）に積極的に協力しなければならない。</p> <p><b>第3条（がん管理総合計画）</b> ①保健福祉部長官は、第4条の規定による国家がん管理委員会の審議を経、がん管理総合計画（以下「がん管理総合計画」という）を5年ごとに定めなければならない。</p> <p>②がん管理総合計画には、次の各号の事項が</p>	<p><b>第1条（目的）</b> この令は、がん管理法において委任された事項とその施行について必要な事項を規定することを目的とする。</p>	<p><b>第1条（目的）</b> この規則は、がん管理法及び同法施行令において委任された事項とその施行について必要な事項を規定することを目的とする。</p>

がん管理法	がん管理法施行令	がん管理法施行規則
<p>含まれなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. がん管理事業の目標と方向</li> <li>2. がん管理事業の推進計画及び推進方法</li> <li>3. がん管理に必要な専門人材の育成</li> <li>4. その他がん管理のために必要な事項</li> </ol> <p>③特別市長・広域市長・道知事（以下「市・道知事」とする）及び市長、郡守、区長（自治区の区長のこと）は、その地方自治体の実情を勘案し、がん管理総合計画に沿った細部執行計画を各自定めなければならない。</p>	<p><b>第2条（細部執行計画の樹立等）</b></p> <p>①保健福祉部長官は、特別市長・広域市長・道知事（以下「市・道知事」という）または市長、郡守、区長（自治区の区長のこと）がん管理法（以下「法」とする）第3条第3項の規定により、がん管理総合計画に沿った細部執行計画を立て推進できるよう、次の年の年度別細部計画樹立指針を定め、それを毎年9月30日までに市・道知事に通報しなければならない。</p> <p>②市・道知事は、第1項の規定による年度別施行計画樹立指針により細部執行計画を立て、それを11月30日までに市長、郡守、区長に通報しなければならない。③市長、郡守、区長は、第2項の規定により、通報を受けた特別市・広域市・道（以下「市・道」とする）の細部執行計画に沿い、市・郡・区（自治区のこと）の細部執行計画を意味する。以下同様）の細部執行計画を立て、毎年1月31日までに前年度の推進実績と当該年度の細部執行計画を市・道知事に提出しなければならない。</p>	

がん管理法	がん管理法施行令	がん管理法施行規則
		<p>④市・道知事は、第3項の規定に沿い、市長・郡守・区府長より細部執行計画及び推進実績を提出されたときは、毎年2月10日までに市・郡・区の前年度の推進実績と当該年度の細部執行計画を総合し、保健福祉部部長官に提出しなければならない。</p>
<p><b>第4条（国家がん管理委員会）</b>がん管理総合計画の樹立等、がん管理に関する重要な事項を審議するために、保健福祉部部長官所屬下に國家がん管理委員会（以下「委員会」という）を置く。</p> <p><b>第5条（委員会の構成）</b>①委員会は委員長1人を含む15人以内の委員により構成する。 ②委員長は保健福祉部部次官がなるものとする。 ③委員はがんに関する学識と経験が豊富な者の中から保健福祉部部長官が任命または委嘱する。 ④その他、委員会の構成、組織及び運営について必要な事項は大統領令によって定める。</p>	<p><b>第2条（国家がん管理委員会委員の任期等）</b></p> <p>①がん管理法（以下「法」という）第4条の規定による国家がん管理委員会（以下「委員会」という）委員の任期は3年とし、<u>任期を延長できるものとする</u>。但し、公務員である委員の任期はその在職期間に限る。</p> <p>②委員長は委員会を代表し、委員会の業務を統括する。</p> <p>③委員長がやむを得ない事由により職務を遂行できない際は、委員長が指名する委員がその職務を代行する。</p>	

がん管理法	がん管理法施行令	がん管理法施行規則
<p><b>第6条(委員会の機能)</b> 委員会は次の各号の事項を審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>国家がん管理システム及び制度の発展に関する事項</li> <li>がん管理総合計画の樹立及び評価に関する事項</li> <li>年度別がん管理事業実行計画に関する事項</li> <li>第7条第1項の規定によるがん研究事業の基本計画に関する事項</li> <li>がん管理情報システムの開発及び人材育成に関する事項</li> <li>がん管理事業の予算に関する重要事項</li> <li>その他、保健福祉部長官が付議する事項</li> </ol>	<p><b>第3条(会議)</b> ①委員長は、委員会の会議を召集し、その議長となる。 ②会議は保健福祉部長官または委員の3分の1以上の要求があつた場合、または委員長が必要であると認めたときは委員会を召集できる。 ③会議は在籍委員過半数の出席により開会し、出席委員過半数の賛成により議決を行う。</p> <p>第4条(幹事)委員会の事務を処理するため、委員会に幹事1人を置き、その幹事は保健福祉部所属公務員の中から、保健福祉部長官が任命する。</p> <p><b>第5条(手当及び旅費)</b> 委員会の会議に出席した委員には、予算の範囲内で手当及び旅費を支給できる。但し、公務員である委員がその所管業務と直接関連し出席する場合はこれに該当しない。</p> <p><b>第6条(運用細則)</b> 本令で規定されたこと以外に、委員会の運営に関する必要事項は、委員会の議決を経て委員長が定める。</p>	

がん管理法	がん管理法施行令	がん管理法施行規則
<p><b>第7条（がん研究事業の遂行等）①保健福祉部長官は、がんの予防と診療技術発展のためのがん征服研究・開発事業（以下「がん研究事業」という）を遂行する。</b></p> <p>②保健福祉部長官は、がん研究事業を推進するにあたり、学界、研究機関及び産業体間の共同研究事業を優先的に支援しなければならない。</p> <p>③保健福祉部長官は、がん研究事業に関する国際協力の増進に努力し、先進技術導入のための専門人材の国外派遣及び国内誘致等の方策を定めなければならない。</p> <p>④保健福祉部長官は、がん研究事業の具体的かつ細部的な事項に対する企画、管理及び評価などの業務を効率的に遂行するために、それに必要な能力を備えた機関をがん研究事業支援機関として指定し、次の各号の業務を遂行させることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. がん研究事業に対する国内外の趨勢及びがん研究事業の需要予測</li> <li>2. がん研究事業計画の作成</li> </ol>	<p><b>第3条（がん研究事業支援機関）</b></p> <p>①法第7条第4項の規定により、がん研究事業の支援機関として指定された機関（以下「研究支援機関」という）の長は、法第7条第4項各号の規定による業務遂行のための年間実行計画を樹立し、保健福祉部長官に提出しなければならない。</p> <p>②研究支援機関の長は、法第7条第4項第3号の規定による年度別がん研究事業の課題を選定する場合には、公募課題と指定課題とに分類し選定し、公募課題は公開募集により、指定課題は保健福祉部長官が定める選定基準に沿って選定する。</p> <p>③研究支援機関の長は、法第7条第4項各号の規定による業務の効率的な遂行のため、がん研究事業に対する企画、管理及び評価の業務を遂行するための措置を講じなければならない。</p>	

がん管理法	がん管理法施行令	がん管理法施行規則
<p>3. 年度別がん研究事業課題の公募、審議及び選定</p> <p>4. がん研究事業の評価及び活用</p> <p>5. その他、がん研究事業遂行に関する必要な事項</p> <p>⑤保健福祉部長官は、第4項の規定により、指定されたがん研究事業支援機関が、透明で公正な業務を推進できるようにするために保健福祉部令が定めるところに従い、原則と基準を定めなければならない。</p>		<p><b>第4条（中央がん登録本部の指定）</b></p> <p>①法第8条第2項の規定による中央がん登録本部として指定を受けようとする国立がんセンターまたはがん専門研究機関は、別紙第1号書式の中央がん登録本部指定申請書に次の各号の書類を添付し、保健福祉部長官に提出しなければならない。</p>
<p><b>第8条（がん登録統計事業の実施等）</b></p> <p>①保健福祉部長官は、がん発生に関する資料を持続的かつ体系的に収集、分析し、統計を算出する事業（以下「がん登録統計事業」という）を実施しなければならない。</p> <p>1. がん発生や生存率など、がんに関する資料の収集・分析・管理</p> <p>2. 法第8条第1項の規定によるがん登録統計事業（以下「がん登録統計事業」という）に関連する調査、研究事業</p>	<p><b>第7条（中央がん登録本部及び地域がん登録本部の業務）</b></p> <p>①法第8条第5項の規定による中央がん登録本部の業務は次の各号のとおりである。</p> <p>1. がん発生や生存率など、がんに関する資料の収集・分析・管理</p> <p>2. 法第8条第1項の規定によるがん登録統計事業（以下「がん登録統計事業」という）に関連する調査、研究事業</p>	

がん管理法	がん管理条例施行令	がん管理条例施行規則
<p>②保健福祉部長官は、がん登録統計事業を効率的に実施するため、国立がんセンター法による国立がんセンターまたはがん専門研究機関のうち1機関を中心がん登録本部と指定し、総合病院または関連専門機関のうち1機関を特別市・広域市・道ごとの地域がん登録本部と指定することができる。</p> <p>③保健福祉部長官は、第2項の規定により中央がん登録本部あるいは地域がん登録本部として指定を受けた機関に対し、予算の範囲内で事業遂行に必要な費用を支援することができる。</p> <p>④中央がん登録本部または地域がん登録本部の長は、がん患者を診断・治療する医療人あるいは医療機関の長、その他関係機関及び団体等に対し、保健福祉部令が定めるとこころに従い、がん登録統計事業に必要な資料提供等の協力を要請することができる。⑤中央がん登録本部及び地域がん登録本部の業務及び指導監督等に関して必要な事項は大統領令に定める。</p>	<p>3. がん登録統計事業に関連する教育訓練、国際協力</p> <p>4. 地域がん登録本部に対する支援</p> <p>5. その他、がん登録統計事業に関連し、保健福祉部長官が必要と認めた事業</p> <p>③法第8条第1項の規定による地域がん登録本部の業務は次の各号のとおりである。</p> <p>1. 当該地域のがん発生及び生存率等、がんに関する資料の収集・分析・管理</p> <p>2. 当該地域のがん登録統計事業に関連した調査・研究事業</p> <p>3. その他がん登録統計事業に関連し、保健福祉部長官または中央がん登録本部の長が必要と認めた事業</p> <p>④中央がん登録本部の長は毎年、がん登録統計事業計画を樹立し、がん登録統計資料の記載事項及び基準等を、地域がん登録統計資料の記載事項及び基準等を、地域がん登録本部及び登録本部の長に通報しなければならない。</p>	<p>1. 定款 1部</p> <p>2. がん登録事業のための施設、人材及び装備現況 1部</p> <p>3. がん登録事業計画書 1部</p> <p>②保健福祉部長官が中央がん登録本部を指定する場合には、別紙第2号書式の「中央がん登録本部指定書」を交付する。</p> <p><b>第5条（地域がん登録本部の指定）</b></p> <p>①法第8条第2項の規定による地域がん登録本部として指定を受けようとする総合病院またはがん関連専門機関は、別紙第3号書式の「地域がん登録本部指定申請書」に次の各号の書類を添付し、保健福祉部長官に提出しなければならない。</p> <p>1. 定款 1部</p> <p>2. がん登録事業のための施設、人材及び装備現況 1部</p> <p>3. がん登録事業計画書 1部</p> <p>②保健福祉部長官が地域がん登録本部を指定する場合には、別紙第4号書式の地域がん登録本部指定書を交付する。</p>

がん管理法	がん管理法施行令	がん統計事業の公表及び指導監督等)	がん統計資料の協力要請) 法第 8 条 第 4 項の規定により、中央がん登録本部の長または地域がん登録本部の長は、がん患者を診断・治療する医療人または医療機関の長、その他関係機関及び団体等に対し、がん患者の診療に関連した資料及び医務記録等の提供についての要請は、資料の使用目的、使用期限及び使用方法、その他必要な事項を記載した書面をもってしなければならない。その場合、個人情報に関する事項を要請してはいけない。	がん統計事業の対象者) 法第 9 条第 3 項において、「大統領令が定める健康保険加入者」というのは、国民健康保険法第 62 条の規定による月別保険料額等を基準とし、予算の範囲内で保健福祉部長官が定め告示する者をいう。	がん早期検診事業の対象者) 法第 9 条第 3 項による死亡率を抑えるため、がんを早期に発見する検診事業(以下「がん早期検診事業」という)を実施しなければならない。③保健福祉部長官は、がん早期検診を受ける者うち、 1. 国民健康保険法による加入者及び被扶養者 2. 医療給与法による医療給与受給権者
	第 8 条(がん登録統計事業の公表及び指導監督等)①中央がん登録本部の長は前年度のがん登録統計事業結果を総合・分析し、その次年度 2 月末まで保健福祉部長官に報告した後、毎年公表しなければならない。 ②地域がん登録本部の長ががん登録事業結果を公表しようとするとき、中央がん登録本部の長と協議した後に公表できる。 ③保健福祉部長官は、がん登録統計事業に関連して必要と判断した場合、中央がん登録本部の長及び地域がん登録本部の長に対し、関連業務の処理状況を報告させることができることができる。	第 6 条(がん統計資料の協力要請) 法第 8 条 第 4 項の規定により、中央がん登録本部の長または地域がん登録本部の長は、がん患者を診断・治療する医療人または医療機関の長、その他関係機関及び団体等に対し、がん患者の診療に関連した資料及び医務記録等の提供についての要請は、資料の使用目的、使用期限及び使用方法、その他必要な事項を記載した書面をもってしなければならない。その場合、個人情報に関する事項を要請してはいけない。	第 7 条(がん早期検診事業の対象者) 法第 9 条第 2 項の規定によるがん早期検診事業の対象者は、次の各号の者とし、そのがん種別年齢基準は別表の通りである。 1. 国民健康保険法による加入者及び被扶養者 2. 医療給与法による医療給与受給権者		

がん管理法	がん管理条例施行令	がん管理条例施行規則
<p>医療給与法による医療給与受給者及び大統領令に定める健康保険加入者に対しては、予算または国民健康増進基金よりその費用の全部または一部を支援することができる。</p> <p><b>第10条（適切診療方法の開発及び普及）</b> 保健福祉部長官は、がんに対する効果的かつ適正な診療方法を開発し、それを積極的に普及しなければならない。</p>	<p>②法第9条第2項の規定によるがん早期検診事業の対象となるがんの種類は次の各号である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 胃がん</li> <li>2. 乳がん</li> <li>3. 子宮頸部がん</li> <li>4. 肝がん</li> <li>5. 大腸がん</li> </ol> <p>③法第9条第2項の規定によるがん早期検診事業の検診周期、検診方法及び検診手続に関する規定によるがんの種類にしたがって保健福祉部長官が定め、告示する。</p>	<p><b>第8条（末期がん患者専門病院の指定）</b> ①令第10条第1項の規定による末期がん患者専門病院の指定を受けようとする者は、別紙第5号書式の末期がん患者専門病院指定申請書に医療機関開設許可証の写し(コピー)及び事業計画書を添付し、市・道知事に提出しなければならない。</p> <p><b>第10条（末期がん患者専門病院の指定等）</b> ①保健福祉部長官は、法第11条第1項の規定による末期がん患者管理事業を実施するため、医療法第3条第3項及び第4項の規定による、総合病院または病院のうち、保健福祉部長官が定め、告示する基準に適合した病院を末期がん患者の適正な疼痛管理を</p>
<p><b>第11条（末期がん患者管理事業）</b> ①保健福祉部長官は、未期がん患者に対し、次の各号の末期がん患者管理事業を実施しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 未期がん患者の適正な疼痛管理など生活の質の向上のための指針開発及び普及</li> <li>2. 未期がん患者専門機関の育成</li> </ol>	<p>①保健福祉部長官は、法第11条第1項の規定による末期がん患者管理事業を実施するため、医療法第3条第3項及び第4項の規定による、総合病院または病院のうち、保健福</p>	<p>祉部長官は、未期がん患者に対し、次の各号の末期がん患者管理事業を実施しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 未期がん患者の適正な疼痛管理など生活の質の向上のための指針開発及び普及</li> <li>2. 未期がん患者専門機関の育成</li> </ol>

がん管理法	がん管理条例施行令	がん管理条例施行規則
<p>3. 末期がん患者に対する家庭訪問による保健医療事業</p> <p>4. 末期がん患者とその家族のための教育プログラムの開発及び普及</p> <p>5. その他、保健福祉部長官が必要であると認めた事業</p>	<p>含めた緩和医療等を提供する末期がん患者専門病院として指定することができます。</p> <p>②保健福祉部長官は、第1項の規定により、末期がん患者専門病院として指定を受けた医療機関に対し、予算の範囲内で事業遂行に必要な費用を支援することができます。</p> <p>②第1項の規定による末期がん患者管理事業の細部内容等に関する必要事項は、保健福祉部令に定める。</p>	<p>②市・道知事が末期がん患者専門病院を指定する際、別紙第6号書式の末期がん患者専門病院指定証を交付する。</p> <p><b>第9条（末期がん患者管理事業）</b></p> <p>市長、郡守、区長は、法第11条第1項第3号の規定による末期がん患者に対する家庭訪問保健医療事業を効率的に遂行するため、次の各号の事業を遂行しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 在宅末期がん患者に対する適正な疼痛管理及び看護サービス</li> <li>2. 末期がん患者とその家族に対する相談、教育及び情報の提供</li> <li>3. その他、末期がん患者に必要な保健医療サービス</li> </ol>

がん管理法	がん管理法施行令	がん管理法施行規則
<p><b>第12条（秘密漏洩の禁止）</b> 本法の規定によりがん管理事業に従事する者または従事していた者は、その業務上知りえた秘密を正直な事由なく漏洩してはならない。</p>		<p><b>第11条（委任及び委託）</b> ①保健福祉部長官は、本法による権限の一部を大統領令の定めるところにより、市・道知事及び市長、郡守、区長に委任することができます。          ②保健福祉部長官は、本法による業務の一部を大統領令の定めるところにより、国立がんセンター法による国立がんセンターまたはがん管理事業を遂行する法人・団体に委託することができる。</p> <p><b>第14条（罰則）</b> 第12条の規定に違反した者は、3年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処する。</p> <p><b>第11条（委任及び委託）</b> ①法第13条第1項の規定により、保健福祉部長官は、第10条第1項の規定による末期がん患者専門病院の指定権限を特別市長、広域市長、道知事に委任する。②法第13条第1項の規定により、保健福祉部長官は、法第11条第1項第3号の規定による末期がん患者に対する家庭訪問保健医療事業に対する権限を市長、郡守、区長（自治区の区長を意味する）に委任する。③法第13条第2項の規定により、保健福祉部長官は次の各号の権限を国立がんセンターの長に委託する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法第9条の規定によるがん早期検診事業のプログラム開発、評価及び管理</li> <li>2. 法第11条第1項第4号の規定による末期がん患者とその家族のための教育プログラムの開発及び普及</li> </ol>

がん管理法	がん管理法施行令	がん管理法施行規則
附 則	附 則	附 則
<p>① (施行日) 本法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。</p> <p>② (経過措置) 本法の施行当時、従前の国立がんセンター法第21条の規定により構成された国家がん管理委員会は、本法第4条及び第5条の規定により構成されたものとする。</p> <p>③ (他の法律の改定) 国立がんセンター法のうち、次のように改定する。</p> <p>第21条を削除する。</p>	<p>①(施行日) 本令は公布した日から施行する。</p> <p>②(他の法令の改定) 国立がんセンター施行令のうち、次のように改定する。</p> <p>第11条ないし第17条を各自削除する。</p>	

[別表]

がん早期検診事業対象者のがん種別年齢基準  
(第7条1項関連)

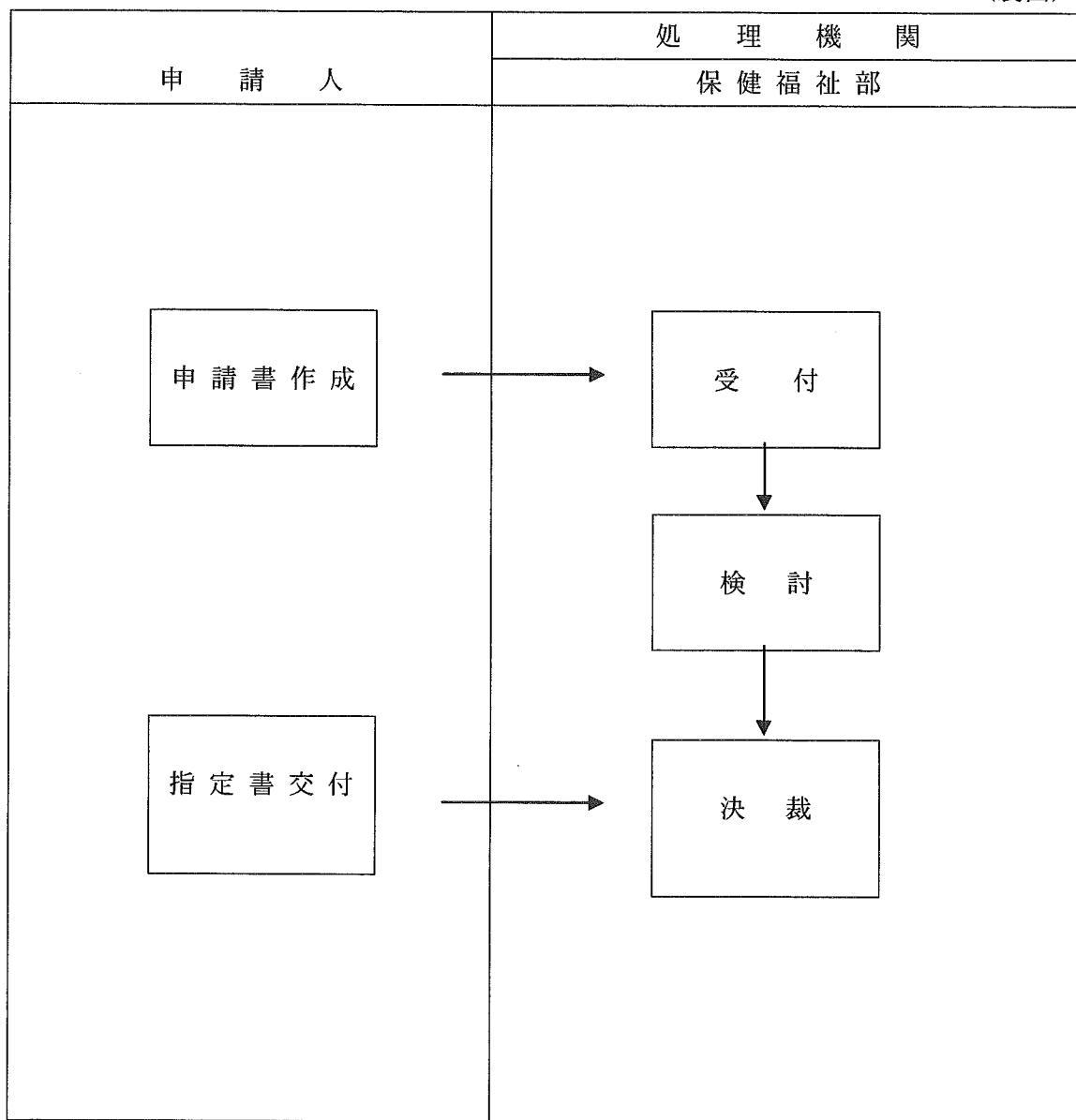
がん種別	年齢基準
胃がん	40歳以上の男女
乳がん	40歳以上の女性
子宮頸部がん	30歳以上の女性
肝がん	40歳以上の男女
大腸がん	50歳以上の男女

中央がん登録本部指定申請書				
機関現況	名 称			電 話 番 号
	所 在 地			
	氏名（代表者）		住民登録番号	
	職 員 数			
がん登録事業主管部署	氏名（代表者）		住民登録番号	
	部 署 名		専門担当人材	
	業務開始日		電 話 番 号	
その他の事項				
がん管理法施行規則4条第1項の規定により、中央がん登録本部として指定していただきたく、上記のとおり申請いたします。				
年           月           日				
申請人 _____ (署名または印)				
保健福祉部長官 殿				
* 添付書類 1. 定款 1部 2. がん登録事業のための施設、人材及び装備現況 1部 3. がん登録事業計画書 1部				

210mm×297mm (一般用紙 60g/m<sup>2</sup>)

この申請書は下記のよう処理されます。

(裏面)



[別紙 第2号書式]

中央がん登録本部指定書				
機関現況	名称		電話番号	
	所在地			
	氏名(代表者)		住民登録番号	
がん登録事業 主管部署	氏名(代表者)		住民登録番号	
	業務開始日			
がん管理法施行規則第4条第2項の規定により、中央がん登録本部として上記のとおり指定します。				
年      月      日				
保健福祉部長官      □				

210mm×297mm(保存用紙(1種)120g/m<sup>2</sup>)

地域がん登録本部指定申請書			
機関現況	名 称		電 話 番 号
	所 在 地		
	氏名（代表者）	住民登録番号	
	職 員 数		
がん登録事 業主管部署	氏名（代表者）	住民登録番号	
	部 署 名	専門担当人材	
	業務開始日	電 話 番 号	
その他の事 項			
がん管理法施行規則第5条第1項の規定により、地域がん登録本部として指定していただきたく、上記のとおり申請します。			
年           月           日			
申請人 _____ (署名または印)			
保健福祉部長官 殿			
* 添付書類 1. 定款 1部 2. がん登録事業のための施設、人材及び装備現況 1部 3. がん登録事業計画書 1部			

210mm×297mm (一般用紙 60g/m<sup>2</sup>)